# 令和6年

# 壱岐市議会定例会5月第2回会議議案

(令和6年5月27日提出分)

#### 令和6年壱岐市議会定例会5月第2回会議議案

- 報告第 2 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 議案第31号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について
- 議案第32号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第33号 損害賠償の額の決定について

報告第2号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項 第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第18 0条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告す る。

令和6年5月27日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

専決第1号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

令和6年3月31日専決

壱岐市長 白 川 博 一

#### 壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」 に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」 に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに 該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要がある と認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5 第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附 則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第 6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」と あるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、 「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないも のとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
  - (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額

をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号にお いて「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)か らその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民 税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下こ の項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除し て得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金 額の全額が1、000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を 切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じ て得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額 から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」 という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納 付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び 次条第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期 分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除 した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期

- の納期(以下この項において「第4期納期」という。) においてはその者 の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例) 第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定 により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人 の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」とい

- う。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるとこ ろによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人 の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合 に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所 得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税 額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号 及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」と いう。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその 者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下こ の項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控 除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民 税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額 控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に 係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号におい て同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除し て得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金 額の全額が1、000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を 切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその 者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額 に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。) に満た ない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収 すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項におい て「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴

収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- 4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の 10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当

該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市 民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定め るところによる。
  - 1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の

市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月 1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項 及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特 別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第3 4条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第 7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の 2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第20項を削り、同条第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」

に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の壱岐市税条例 の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税 について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例 による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地 方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による 改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」とい う。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に 対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第 15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保 育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従 前の例による。

報告第3号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項 第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第18 0条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告す る。

令和6年5月27日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

専決第2号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

令和6年3月31日専決

壱岐市長 白 川 博 一

## 壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例(平成16年壱岐市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。 第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「5 3万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案第31号

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年5月27日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

# (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年壱岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。 第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号 利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報 をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。

### 附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

#### 議案第32号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年5月27日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

# (提案理由)

国民健康保険事業の将来にわたる円滑な財政運営を持続的に確保することを 目的に、国民健康保険税率等を一部改正する必要があるため、所要の改正を行 うものである。

#### 壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例(平成16年壱岐市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.2」を「100分の8.5」に改める。 第4条中「22,500円」を「22,100円」に改める。

第5条第1号中「22,300円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「11,150円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「16,725円」を「16,200円」に改める。

第6条中「100分の2.96」を「100分の3.7」に改める。

第7条中「8,200円」を「9,800円」に改める。

第7条の2第1号中「8,000円」を「9,300円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,650円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,975円」に改める。

第8条中「100分の2.36」を「100分の3」に改める。

第9条中「9,700円」を「11,000円」に改める。

第9条の2中「4,800円」を「7,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「15,750円」を「15,470円」に改め、同号イ(1)中「15,610円」を「15,120円」に改め、同号イ(2)中「7,805円」を「7,560円」に改め、同号イ(3)中「11,707円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「5,740円」を「6,860円」に改め、同号エ(1)中「5,600円」を「6,510円」に改め、同号エ(2)中「2,800円」を「3,255円」に改め、同号エ(3)中「4,200円」を「4,883円」に改め、同号オ中「6,790円」を「7,700円」に改め、同号カ中「3,360円」を「5,11

0円 に改め、同項第2号ア中「11,250円」を「11,050円」に改 め、同号イ(1)中「11,150円」を「10,800円」に改め、同号イ (2) 中「5, 575円」を「5, 400円」に改め、同号イ(3) 中「8, 362円 を「8,100円 に改め、同号ウ中「4,100円」を「4,9 00円 に改め、同号エ(1)中「4,000円」を「4,650円」に改 め、同号エ(2)中「2,000円」を「2,325円」に改め、同号エ (3) 中「3,000円」を「3,488円」に改め、同号才中「4,850 円」を「5, 500円」に改め、同号カ中「2, 400円」を「3, 650円」に改め、同項第3号ア中「4、500円」を「4、420円」に改め、同 号イ(1)中「4,460円」を「4,320円」に改め、同号イ(2)中 「2, 230円」を「2, 160円」に改め、同号イ(3)中「3, 345 円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,640円」を「1,960 円」に改め、同号エ(1)中「1,600円」を「1,860円」に改め、同 号エ(2)中「800円」を「930円」に改め、同号エ(3)中「1,20 0円」を「1,395円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,200 円」に改め、同号カ中「960円」を「1,460円」に改め、同条第2項第 1号ア中「3,375円」を「3,315円」に改め、同号イ中「5,625 円」を「5, 525円」に改め、同号ウ中「9, 000円」を「8, 840円」に改め、同号エ中「11,250円」を「11,050円」に改め、同項 第2号ア中「1, 230円」を「1, 470円」に改め、同号イ中 | 2, 05 0円」を「2,450円」に改め、同号ウ中「3,280円」を「3,920 円」に改め、同号エ中「4,100円」を「4,900円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## (適用区分)

第2条 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 議案第33号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を 求める。

令和6年5月27日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

記

- 1 損害賠償の相手方壱岐市芦辺町 個人 外2名
- 2 損害賠償額 179,726円
- 3 損害賠償の理由

市内に在る危険家屋(空き家)の所有者が死亡していたため、市において相続人を調査し、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定に基づき、空き家等の適正管理の助言・指導について文書で通知した。これに対し、通知を受理した相続人のうち3名が、相続放棄の手続を司法書士へ依頼したところ、当該3名は相続人ではないことが判明したため、損害賠償の相手方が司法書士に依頼した費用を賠償するもの。

### (提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号 の規定により議会の議決を経る必要がある。